平成２３年（フ）第１０５７号
札幌市西区発寒13条４丁目13番23―102号
債務者　山口　紗史
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６４号
札幌市豊平区月寒中央通10丁目１番12―103号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
北海道紋別市落石町２丁目１番地の72
債務者　浅野　一義
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第３２号
福島県喜多方市松山町鳥見山字水戸5043番地１、前住所福島県喜多方市松山町鳥見山字上屋敷6207番地
債務者　庄司　茂朗
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
群馬県富岡市中高瀬66番地１　桐淵市営73―４―25
債務者　矢島　宏治
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１２６号
群馬県高崎市吉井町吉井339番地１
債務者　坂井　康子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１２９号
群馬県藤岡市中大塚394番地16
債務者　町田　　健
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３４号
群馬県高崎市八幡町715番地11　山田富子方、住民票上の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸1967番地70
債務者　安藤　達雄
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３７号
群馬県富岡市宇田506番地２　磯貝アパート
債務者　小井戸美紀
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８１号
埼玉県本庄市駅南１丁目４番３号　コンフィーノB203
債務者　今井　一義
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４２号
千葉県山武郡大網白里町桂山1288番地
債務者　佐久間恵留
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
新潟県三条市北入蔵２丁目８番５号
債務者　山崎　里恵
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２４号
新潟県燕市水道町４丁目16番56号
債務者　池田　政憲
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１０６号
静岡県沼津市千本西町22番地　ピュア光栄１Ａ
債務者　栗原　義昭
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
静岡県駿東郡長泉町下土狩81番地の１クリオネハイツ207号
債務者　滝晃一郎こと　瀧　　靖世
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
静岡県沼津市今沢545番地の２　県営今沢団地Ｋ１―403
債務者　堀部　輝明
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
三重県松阪市五月町1398番地１
債務者　常盤紀美子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
津地方裁判所松阪支部